

令和2年度予算の内容等について

(各款及び増減額等の説明)

【歳入】

①国民健康保険税

国民健康保険税は、個人ごとではなく世帯ごとに課税します。医療分、支援分、介護分からなり、それぞれ所得割(前年中の所得に応じて計算)、均等割(世帯内の加入者の人数に応じて計算)、平等割(1世帯当たり年間定額で計算)があります。

また、制度上の大きなくくりとして、一般被保険者分(一般分)と退職被保険者分(退職分)に分かれています。なお、退職被保険者については制度終了に伴い、令和2年度予算から現年分の予算計上はありません。

- ・医療分…国保事業費納付金(医療給付費分)や保健事業等の費用にあてるための国保税
- ・支援分…国保事業費納付金(後期高齢者支援金等分)にあてるための国保税
- ・介護分…国保事業費納付金(介護納付金分)にあてるための国保税
(40歳から64歳までの方が対象)

国民健康保険税は、25億2,494万1千円で、前年度と比較して5,010万4千円(1.95%)の減となっております。これは、被保険者数の減少に伴い、調定額が減となったものです。収納率は過去の実績に基づき算定しております。

- ・医療一般分
 収納率…現年課税分 93.0%(前年同率)、滞納繰越分 25.0%(前年同率)
 収納額…2,468万8千円の減
- ・医療退職分
 収納率…滞納繰越分 30.0%(19.0ポイント減)
 収納額…188万6千円の減
- ・支援一般分
 収納率…現年課税分 93.0%(前年同率)、滞納繰越分 25.0%(1.0ポイント減)
 収納額…1,860万9千円の減
- ・支援退職分
 収納率…滞納繰越分 30.0%(22.0ポイント減)
 収納額…70万円の減
- ・介護一般分
 収納率…現年課税分 90.5%(前年同率)、滞納繰越分 25.0%(前年同率)
 収納額…371万3千円の減
- ・介護退職分
 収納率…滞納繰越分 30.0%(21.5ポイント減)
 収納額…50万8千円の減

※収納額は現年課税分+滞納繰越分

②使用料及び手数料

国民健康保険税の納税証明書の発行手数料です。

使用料及び手数料は、前年度と同額の4万5千円となっております。

③国庫支出金

オンライン資格確認等システムが令和3年3月から本格運用されることに伴い、市町村国保システムを改修します。システム等の整備に係る費用は「社会保障・税番号制度システム整備事業費補助金」として国から交付されます。

オンライン資格確認等システム…被保険者の資格履歴を個人単位で一元的に管理するシステムで、医療機関等がこのシステムに照会することにより正確な資格情報を取得することが出来ます。

国庫支出金は376万2千円です。これは、オンライン資格確認システム等の運用開始に伴う市町村国保システムの改修に対する補助金となっております。

④道支出金

平成30年度からはこれまでの都道府県調整交付金等に変更、新たに保険給付費等交付金が交付されます。保険給付費等交付金の内容は下記のとおりです。

・普通交付金

市町村が保険給付に要した費用が全額交付されます。

・特別交付金

市町村の財政状況やその他の個別の事情に着目した財政調整を行う役割を有するものです。

(保険者努力支援分、国特別調整交付金分、都道府県繰入金、特定健康診査等負担金)

道支出金は117億7,023万9千円で、前年度と比較して1億3,109万7千円(1.10%)の減となっております。これは、主に納付金算定の計算変更によるもので、特別交付金の一部をあらかじめ納付金から差し引くため特別交付金が減額となっております。

⑤財産収入

基金の運用によって生じた利息です。生じた利息は、全額、歳出の「基金積立金」から基金に積み立てます。

財産収入は16万8千円で、ほぼ前年度どおりです。

⑥繰入金

一般会計繰入金は、国の基準に基づくもの(法定繰入)と市の独自基準に基づくもの(法定外繰入)があり、これらの基準に基づいてさまざまな経費について繰入を行っています。

法定外繰入は一般会計と国保会計の間でルールを設け、そのルールに基づいて行っています。

・保険基盤安定繰入金、職員給与費等繰入金、財政安定化支援事業繰入金、その他一般会計繰入金等

基金繰入金は、国民健康保険事業基金を取り崩すものです。

繰入金は16億5,437万3千円で、前年度と比較して8,201万7千円(4.72%)の減となっております。一般会計繰入金は、職員給与費等繰入金等の減により3,099万円の減となっております。また、基金繰入金は5,102万7千円の減となっております。

⑦諸収入

国保税の支払いが滞ったために生じる延滞金や、第三者行為納付金及び医療費不正請求に係る返納金等があります。

諸収入は1,133万6千円で、前年度と比較して26万6千円(2.29%)の減となっております。

【歳出】

①総務費

国民健康保険事業の管理運営に係る全般的な経費で、事業管理運営経費、徴税経費、収納率向上・医療費適正化経費、運営協議会経費などがあります。

・職員給与・手当、消耗品、印刷製本費、車両燃料代、郵便料、手数料、機器リース料、委託料等

総務費は3億1,552万1千円で、前年度と比較して3,916万1千円(11.04%)の減となっております。これは、人件費の減やレセプト点検を国保連合会が一括して行うこととなったため予算計上が必要なくなったことによるものです。

②保険給付費

療養給付費、療養費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費などがあります。

保険給付費は114億7,630万円で、前年度と比較して1,022万2千円(0.09%)の減となっております。これは件数及び1件当たりの単価の増減によるものです。

③国民健康保険事業費納付金

平成30年度からは、市町村の保険給付費を北海道が負担し、市町村国保加入者が負担する後期高齢者医療制度の支援金や介護納付金についても、北海道総額を北海道が支払うこととなります。

その財源として、市町村は医療費水準や所得水準等で積算された国民健康保険事業費納付金を北海道に納付することとなります。

国民健康保険事業費納付金は39億7,900万2千円で、前年度と比較して2億2,613万8千円(5.38%)の減となっております。これは、北海道が推計する医療費等に対し納付金として市町村から集める金額の増減及び、歳入の道支出金の特別交付金の一部を納付金算定上に繰り入れていることによるものです。

④共同事業拠出金

都道府県化により、共同事業拠出金のうち、高額医療費共同事業医療費拠出金及び保険財政共同安定化事業拠出金は廃止となりました。

平成 30 年度以降は年金受給者名簿作成に係る拠出金のみとなります。

共同事業拠出金は前年度と同額の 1 万円です。

⑤財政安定化基金拠出金

災害等の特別な事情により、保険料収入が不足する場合には北海道の財政安定化基金から交付を受けることができます。

平成 30 年 9 月に発生した北海道胆振東部地震により道内 3 町に対し基金から交付を受けましたが、交付額の 1/3 は道内市町村で負担するため新たに予算計上するものです。

財政安定化基金拠出金は 1 万 4 千円です。

⑥保健事業費

医療保険は、本来、発生した保険事故(疾病、負傷、出産、死亡など)に対する医療給付を基本としていますが、国民健康保険における保健事業は、より積極的な事前の措置として、傷病の発生を未然に防止し、あるいは早期発見により重症化・長期化を防止し、被保険者の健康保持及びその増進を図るため、健康教育、疾病予防、健康診断等の活動を実施するものです。

なお、特定健康診査は、全保険者に義務付けられています。

保健事業費は 1 億 7,907 万 1 千円で、前年度と比較して 1,609 万 5 千円 (9.88%) の増です。これは特定健康診査の受診勧奨など委託料の増によるものです。

⑦基金積立金

基金の運用によって生じた利息を積み立てるものです。歳入の「財産収入」に計上した金額を、この「基金積立金」から基金に積み立てます。

基金積立金は 16 万 8 千円で、ほぼ前年度どおりです。

⑧公債費

一般会計からの資金の借入に対して支払う利息です。

公債費は2万8千円で、ほぼ前年度どおりです。

⑨諸支出金

過年度分の保険税の償還金や指定公費の支出金などです。

諸支出金は1,425万円で、ほぼ前年度どおりです。

⑩予備費

予算において予定した経費の不足または未計上の経費の必要に備えて、歳出予算に計上する経費です。

予備費は前年度と同額の50万円となっております。

令和2年度の取組

【医療費適正化・保健事業の取組】

- 糖尿病等重症化予防事業
- プレ特定健診(30～39歳)の実施
- 特定健診受診者へのがん検診受診料の助成事業
- レセプト点検の充実
- 健診・保健指導勧奨方法の工夫
- 柔整被保険者点検の実施
- 医療費通知の実施
- ジェネリック医薬品の利用促進
- 重複・頻回受診者への指導
- 生活習慣改善に関する出前講座の実施
- ドック事業の充実
- 就労者の精神疾病予防事業

【収納率向上の取組】

- 早期電話催告、臨戸訪問による催告
- ペイジーや臨戸訪問による口座振替の促進
- 資格疑義者への届出勧奨、所得未申告者への申告勧奨
- 不現住・居所不明者の実態調査
- 納付困難者への分割相談、減免等
- 財産調査と滞納処分の徹底
- 夜間相談窓口の開設
- 誓約書等提出の徹底
- 新規資格書対象者への臨戸訪問